

■ B.LEAGUE 新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン改正箇所一覧
※表記誤りの修正や、軽微な表現変更については除きます

CHAPTER 1

改正前	改正後	主旨
2. 新型コロナウイルスの感染を予防する (1) 新型コロナウイルスについて ⑥適切なマスクの着用 ・マスクは飛沫の拡散予防に有効で、「新しい生活様式」でも一人ひとりの基本的な感染対策として着用を求められています。ただし、マスクの着用方法を正しく行わない限り、期待される効果は薄れてしまいます。特に選手、チームスタッフ、フロントスタッフや公式戦の従事スタッフにおいては、選手が競技を行うとき以外は基本的にマスクを常時着用することとし、マスクを外す場合は会話を避けることを強く意識してください。 ・品質の確かな、不織布のマスクを極力着用してください。 ・鼻の形に合わせ、隙間を塞いでください。あご下まで伸ばし、顔に隙間なくフィットさせるよう着用してください。 ※詳細は厚生労働省「国民の皆さまへ（新型コロナウイルス感染症）」のページを参照してください ・特に会話時は必ず着用し、その際に鼻出しやあごマスクの状況を作らないよう注意してください。 ・着用したマスクの外側は触らず、着脱は紐を持って行ってください。 ・マスクの着用時は、心拍数や呼吸数、血中二酸化炭素濃度、体感温度が上昇するなど、身体に負担がかかることがありますので、一時的に外すことなどで対処してください。ただし、その場合もマスクを外す場合には、会話を控えてください。 ・子どものマスク着用については、厚生労働省の示すとおり、一律には着用を求めませんので、無理して着用をさせないよう配慮してください。特に2歳未満の子どものマスク着用は推奨されません。 ・新型コロナウイルス感染症のワクチンを接種した後であっても、感染リスクは完全に否定されていないため、マスク着用は継続して行ってください。	2. 新型コロナウイルスの感染を予防する (1) 新型コロナウイルスについて ⑥マスクの着用 ・マスクは飛沫の拡散予防に有効で、「新しい生活様式」でも一人ひとりの基本的な感染対策として着用を求められています。 ・ただし、2023年3月13日より政府は「屋内では基本的にマスクの着用を推奨する」という取扱いを改め、「行政が一律にルールとして求めるのではなく、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本」としています。 ・それでも、マスクが効果的な場面として以下のシーンでは着用を推奨しています。 1. 医療機関受診時 2. 高齢者等重症化リスクが高い者が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等への訪問時 3. 通勤ラッシュ時等混雑した電車やバスに乗車する時（当面の取扱） ※ 概ね全員の着席が可能であるもの（新幹線、通勤ライナー、高速バス、貸切バス等）を除く。 ・さらに、「マスクの着用は個人の判断に委ねられるものであるが、事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めることは許容される。」ともしています。 ・これらを受け、選手、チームスタッフ、フロントスタッフや公式戦の従事スタッフにおいては、引き続きシーズンの履行に重要な関係者を守るためにも、原則屋内では選手が競技を行うとき以外は基本的にマスクを常時着用することとし、マスクを外す場合は会話を避けることを強く意識してください。 ・また、屋外においては他者と身体的距離（2m以上を目安）が確保できる場合、他者と距離がとれない場合であっても会話をほとんど行わない場合に、マスクの着用は求めないこととします。	マスクの着用について、政府の取扱い改正内容を明示するとともに、選手スタッフを含めた着用規定について改正

CHAPTER 4

改正前	改正後	主旨
(2) 個人での移動について ・公共交通機関の利用回避を規定していましたが、個々が適切にマスクを着用し、会話を控え、手指消毒と適切な換気を行うことで、移動手段の限定は行いません。	(2) 個人での移動について ・公共交通機関の利用回避を規定していましたが、個々が適切にマスクを着用し、会話を控え、手指消毒と適切な換気を行うことで、移動手段の限定は行いません。	マスクの着用規定の改正に伴い、移動時のマスク着用についても、義務付けのないシーンを考慮した改

・自家用車へ複数名で乗り合わせることを回避は行いませんが、個々が適切にマスクを着用し、会話を控え、手指消毒と適切な換気を行ってください。 ・移動の際は、個人単位で予防対策をしてください。マスクを必ず着用し、会話を控えてください。	・自家用車へ複数名で乗り合わせることを回避は行いませんが、個々が適切にマスクを着用し、会話を控え、手指消毒と適切な換気を行ってください。 ・移動の際は、個人単位で予防対策をしてください。適切にマスクを着用し、会話を控えてください。	正
---	--	---

チャプター5

改正前	改正後	主旨
セクション2：運営 (7) 選手・チームスタッフ・審判、競技スタッフ（T O、モッパ―など）、運営スタッフ、演出関連スタッフおよびマスケット等エリア（ゾーン1） ※ ②ベンチエリアについて ・アリーナ内のチームベンチ周辺は必ず2m 以上空けてください。ただし、チームベンチと T O 卓間の客席と、チームベンチとエンドライン側の客席間以外については、飛沫感染防止の亚克力ボードなどを設置することにより、2m 未満の間隔により客席を設けることを許容します。また、2m 未満に位置する客席の来場者が必ず不織布マスクの着用を行い、大声での応援・観戦を行わないこと、の管理徹底をクラブが行う場合においては、間隔を1m 以上とする運用も許容します。 ・選手およびチームスタッフ用の通路動線については、その幅の規定を設けませんが、観客が直接接点できないよう区画を行う、もしくは、人的な配置により接点回避してください。 ・試合開始時、3Q 開始時にベンチスタートの選手およびエントリ―外選手は、ベンチ時にマスクを着用してください。ただし、当該選手が交代によってコートに立ち、その後交代でベンチへ戻った際は、着用の義務はありません。なおその場合においても、3Q 開始時にベンチへ座る選手の着用義務は再び適用とします。また、交代でベンチへ戻った際にも、呼吸が整い次第、極力速やかにマスクを着用してください。※交代によりマスクを外す際は、交代のためにベンチを立つタイミングから着用義務を解除します。 ・立ち上がって指示を出すコーチと通訳を含め、すべてのスタッフはマスクを着用してください。 ・特に選手およびチームスタッフのマスク着用の管理責任は、自クラブの執行委員もしくは執行委員代理とし、ゲームディレクターとも連携の上、管理を徹底してください。 ・選手やスタッフが不要にゾーニング外で来場者や関係者との接触行為を行わないよう管理してください。 ・激しい運動の後は免疫機能の低下も報告されています。選手にとっては感染リスクが高い状況も想定されますので、十分な対策をお願いいたします。	セクション2：運営 (7) 選手・チームスタッフ・審判、競技スタッフ（T O、モッパ―など）、運営スタッフ、演出関連スタッフおよびマスケット等エリア（ゾーン1） ※ ②ベンチエリアについて ・アリーナ内のチームベンチ周辺は必ず2m 以上空けてください。ただし、チームベンチと T O 卓間の客席と、チームベンチとエンドライン側の客席間以外については、飛沫感染防止の亚克力ボードなどを設置することにより、2m 未満の間隔により客席を設けることを許容します。また、2m 未満に位置する客席の来場者が必ず不織布マスクの着用を行い、大声での応援・観戦を行わないこと、の管理徹底をクラブが行う場合においては、間隔を1m 以上とする運用も許容します。 ・選手およびチームスタッフ用の通路動線については、その幅の規定を設けませんが、観客が直接接点できないよう区画を行う、もしくは、人的な配置により接点回避してください。 ・選手のベンチ時におけるマスク着用は義務付けを行いません。 ・立ち上がって指示を出すコーチと通訳を含め、すべてのスタッフはマスクを着用してください。 ・特にチームスタッフのマスク着用の管理責任は、自クラブの執行委員もしくは執行委員代理とし、ゲームディレクターとも連携の上、管理を徹底してください。 ・選手やスタッフが不要にゾーニング外で来場者や関係者との接触行為を行わないよう管理してください。 ・激しい運動の後は免疫機能の低下も報告されています。選手にとっては感染リスクが高い状況も想定されますので、十分な対策をお願いいたします。	マスク着用に関する方針 改正によりチームベンチ時の選手のマスク着用義務を削除

セクション2：運営 (7) 選手・チームスタッフ・審判、競技スタッフ (T O、モッパ―など)、運営スタッフ、演出関連スタッフおよびマスケット等エリア (ゾーン1) ※ ④演出進行スタッフエリア ・チームベンチエリアから2m 以上離れた場所で行ってください。 ・席間を詰める必要がある場合は、大声での会話を避けてください ・演出進行スタッフエリアでは O P 卓を含めマスクの着用を行ってください。大きな声での指示出しや連絡行為があり、飛沫感染の恐れがある場合はフェイスシールドを着用するようにしてください。 ・無線機器や MC 用のマイクなどは試合前と試合後に消毒を行ってください。 ・消毒液の吹きかけ等ができない演出機材は、手が触れる部分などを、消毒液を染み込ませた布などでの拭き上げ、もしくは手袋等を着用して使用してください。 ・極力備品等の共有は避けること。共有備品を使用する際はこまめな手指消毒を心がけてください。 ・MC に関しては業務内容的に飛沫が周囲に飛ぶことが考えられるので、マスクの着用、もしくはアクリル板での仕切りなどを行うようにしてください。 ・演出進行の O P 卓等を客席内に設置する場合、一般来場者からの飛沫感染、接触感染に配慮し、クラブごとに設置を行ってください。 ・来場者に対応するスタッフは、ゾーン内に戻る前に手洗いや手指消毒を行ってください。	セクション2：運営 (7) 選手・チームスタッフ・審判、競技スタッフ (T O、モッパ―など)、運営スタッフ、演出関連スタッフおよびマスケット等エリア (ゾーン1) ※ ④演出進行スタッフエリア ・チームベンチエリアから2m 以上離れた場所で行ってください。 ・席間を詰める必要がある場合は、大声での会話を避けてください ・演出進行スタッフエリアでは O P 卓を含めマスクの着用を行ってください。 ・無線機器や MC 用のマイクなどは試合前と試合後に消毒を行ってください。 ・消毒液の吹きかけ等ができない演出機材は、手が触れる部分などを、消毒液を染み込ませた布などでの拭き上げ、もしくは手袋等を着用して使用してください。 ・極力備品等の共有は避けること。共有備品を使用する際はこまめな手指消毒を心がけてください。 ・MC に関しては業務内容的に飛沫が周囲に飛ぶことが考えられるので、マスクの着用、もしくはアクリル板での仕切りなどを行うようにしてください。 ・演出進行の O P 卓等を客席内に設置する場合、一般来場者からの飛沫感染、接触感染に配慮し、クラブごとに設置を行ってください。 ・来場者に対応するスタッフは、ゾーン内に戻る前に手洗いや手指消毒を行ってください。	演出進行スタッフについてのフェイスシールドに関する記載を削除
セクション2：運営 (7) 選手・チームスタッフ・審判、競技スタッフ (T O、モッパ―など)、運営スタッフ、演出関連スタッフおよびマスケット等エリア (ゾーン1) ※ ⑤TO 卓 ・周辺は必ず2m 空けてください。ただし、TO 卓から2m 未満に位置する客席の来場者が必ず不織布マスクの着用を行い、大声での応援・観戦を行わないことの徹底をクラブが行う場合においては、間隔を1m 以上とする運用も許容します。TO 卓内での離隔は定めませんが、マスクと、アイシールドもしくはフェイスシールドを着用してください。 ・記録補助員については、複数名での業務従事の場合や、TO	セクション2：運営 (7) 選手・チームスタッフ・審判、競技スタッフ (T O、モッパ―など)、運営スタッフ、演出関連スタッフおよびマスケット等エリア (ゾーン1) ※ ⑤TO 卓 ・周辺は必ず2m 空けてください。ただし、TO 卓から2m 未満に位置する客席の来場者が必ず不織布マスクの着用を行い、大声での応援・観戦を行わないことの徹底をクラブが行う場合においては、間隔を1m 以上とする運用も許容します。 ・消毒液を用意しておき、手指、ボールおよび器具等の消毒が実施できるようにしてください。	TO クルーおよび記録補助員についてのフェンスシールドおよびアイシールドに関する規定の削除

クルーとのやり取りが試合中に多く発生することが想定される場合は、TO クルーと同様にマスクと、アイシールドもしくはフェイスシールドの着用を推奨します。 ・消毒液を用意しておき、手指、ボールおよび器具等の消毒が実施できるようにしてください。		
セクション2：運営 (7) 選手・チームスタッフ・審判、競技スタッフ (T O、モッパ―など)、運営スタッフ、演出関連スタッフおよびマスケット等エリア (ゾーン1) ※ ⑥モッパ―およびその他競技スタッフエリア (TO 卓以外) ・競技機材は試合前と試合後に消毒してください。管理者が付く場合は、横に並んでください。 ・可能なシーンにおいては身体的距離 (出来るだけ2 m～、最低1 m) の確保をしてください。	セクション2：運営 (7) 選手・チームスタッフ・審判、競技スタッフ (T O、モッパ―など)、運営スタッフ、演出関連スタッフおよびマスケット等エリア (ゾーン1) ※ ⑥モッパ―およびその他競技スタッフエリア (TO 卓以外) ・競技機材は試合前と試合後に消毒してください。 ・可能なシーンにおいては身体的距離 (出来るだけ2 m～、最低1 m) の確保をしてください。	管理者の立ち位置についての記載を削除
セクション2：運営 (11) 来場ファン向けの運営について ④開場前注意事項 開場待ちをしている来場者には、下記内容をアナウンスしてください。 ・アリーナ周辺でも出来るだけ身体的距離(できるだけ2 m、最低1 m)を確保し、少なくとも触れ合わない間隔を空けるようにしてください。 ・場内外を問わず大声での応援や会話は行わないでください。ただし、令和5年1月27日改正の政府方針に従い、「大声ありでの開催を許容する手続き」を行った試合においては除外します。 ・アリーナ周辺でも適切なマスクの着用をお願いいたします。 ・アリーナ周辺において、ファン同士で集まるなど密集する行為は行わないでください。 ・上記のアナウンス事項については、フットマークの設置や看板、POP等の設置を適宜実施し、より周知に努めてください。	セクション2：運営 (11) 来場ファン向けの運営について ④開場前注意事項 開場待ちをしている来場者には、下記内容をアナウンスしてください。 ・アリーナ周辺でも出来るだけ身体的距離(できるだけ2 m、最低1 m)を確保し、少なくとも触れ合わない間隔を空けるようにしてください。 ・場内外を問わず大声での応援や会話は行わないでください。ただし、令和5年1月27日改正の政府方針に従い、「大声ありでの開催を許容する手続き」を行った試合においては除外します。 ・屋外においては、他者と身体的距離(2m以上を目安)が確保できる場合、他者と距離がとれない場合であっても会話をほとんど行わない場合にマスクの着用は求めません。 ・アリーナ周辺において、ファン同士で集まるなど密集する行為は行わないでください。 ・上記のアナウンス事項については、フットマークの設置や看板、POP等の設置を適宜実施し、より周知に努めてください。	屋外のマスク着用について、他者と身体的距離が確保できる場合と、他者と距離がとれない場合であっても会話をほとんど行わない場合のマスク着用は求めないことに改正
セクション2：運営 (11) 来場ファン向けの運営について ⑨飲食ブースについて ・飲食ブースの出店は制限付きで可能としますが、特に酒類の提供は、緊急事態宣言の発出や自治体・行政による指導および要請に基づき、クラブごとに対策を講じた上で決定することとします。 広さ：対応するスタッフの方が身体的距離(できるだけ2 m、最低1 m)を確保できる。もしくは大声の禁止徹底のもとで触れ合わない間隔が確保できる。	セクション2：運営 (11) 来場ファン向けの運営について ⑨飲食ブースについて ・広さ：対応するスタッフの方が身体的距離(できるだけ2 m、最低1 m)を確保できる。もしくは大声の禁止徹底のもとで触れ合わない間隔が確保できる。 ・内容：どぶ漬けでの飲料販売は禁止とします。 ※どぶ漬けに関しては店舗が衛生管理を行える環境(一般来場者は触れない、飛沫が飛ばない飲食ブースのバックヤードに設置など)で販売用の飲料の保冷に使用することは可能です。店舗の方の飲料	飲食出店に関する実施の考え方を改正。待機列の距離規定を削除

・ 内容：どぶ漬けでの飲料販売は禁止とします。 ※どぶ漬けに関しては店舗が衛生管理を行える環境（一般来場者は触れない、飛沫が飛ばない飲食ブースのバックヤードに設置など）で販売用の飲料の保冷に使用することは可能です。店舗の方の飲料であっても、飲みかけの飲料の保冷は禁止とします。 ・飲食ブースの前には飲食物やカウンターへの飛沫防止のためビニールもしくはつuitateを設置ください。 ・販売する飲食物は、小分けにしたうえで販売してください。（パックに取り分けなど）小分けにする作業は、お客様から2m 以上離れた位置で行ってください。 ・販売する商品はケースなどに入れ、販売まで販売者以外触れない、飛沫が飛ばないようにしてください。 ・その他詳細な感染症対策については「外食業の事業継続のためのガイドライン」を参照して対策、対応を行ってください。 ・前述の記載事項に加え、「外食業の事業継続のためのガイドライン」に記載されている以下の項目については、より徹底した対応を行ってください。 - 事前注文を受け付けるなどの工夫も検討し、密集を回避できる動線を計画してください。 - 電子マネー等の非接触決済の導入を奨励します。受け渡しの際もコイントレイ等で行ってください。 - 飲食ブース内や従業員の控室においても換気の徹底をしてください。 - 順番待ちの際にも間隔を開けられるよう、誘導や整列マークを設置してください。 - 食器の共有や使い回しを避けるよう注意喚起もしくは掲示をしてください。 - 従業員間での会話や大声を避けるよう、管理をしてください。	であっても、飲みかけの飲料の保冷は禁止とします。 ・飲食ブースの前には飲食物やカウンターへの飛沫防止のためビニールもしくはつuitateを設置ください。 ・販売する飲食物は、小分けにしたうえで販売してください。（パックに取り分けなど）小分けにする作業は、お客様から2m 以上離れた位置で行ってください。 ・販売する商品はケースなどに入れ、販売まで販売者以外触れない、飛沫が飛ばないようにしてください。 ・その他詳細な感染症対策については「外食業の事業継続のためのガイドライン」を参照して対策、対応を行ってください。 ・前述の記載事項に加え、「外食業の事業継続のためのガイドライン」に記載されている以下の項目については、より徹底した対応を行ってください。 - 事前注文を受け付けるなどの工夫も検討し、密集を回避できる動線を計画してください。 - 電子マネー等の非接触決済の導入を奨励します。受け渡しの際もコイントレイ等で行ってください。 - 飲食ブース内や従業員の控室においても換気の徹底をしてください。 - 食器の共有や使い回しを避けるよう注意喚起もしくは掲示をしてください。 - 従業員間での会話や大声を避けるよう、管理をしてください。	
セクション2：運営 （11）来場ファン向けの運営について ⑩飲食/休憩スペースについて ・横並びの休憩スペースなどは1席分を空けてください。1席分は貼り紙等で使用できないようにしてください。 ・テーブルと椅子があるラウンジ形式の休憩スペースは、対面での着座ができないような対応をお願いします。また、テーブルセットの距離感は、間が来場者の動線となることも考え2m 以上の間隔で設置してください。 ・テーブルがあるスペースの場合は、こまめに消毒を行ってください。	セクション2：運営 （11）来場ファン向けの運営について ⑩飲食/休憩スペースについて ・テーブルセットの距離感は、間が来場者の動線となることも考え2m 以上の間隔で設置してください。 ・テーブルがあるスペースの場合は、こまめに消毒を行ってください。	休憩スペースの距離規定 および対面の回避を削除

セクション2：運営 (11) 来場ファン向けの運営について ①会場内でのお客様注意事項 下記について、会場 MC もしくは係員等によりお客様へアナウンスを行ってください。なお、周知の徹底のため、係員によるブラカードの掲示や場内 POP を設置してください。 ・お手洗い使用時のお願い 手洗い、手の消毒をていねいに行ってください。 ・不特定多数の方が触れる場所（ドアノブや手すりなど）を触った後は、目や鼻や口などを不用意に触らないように気をつけてください。 ・マスクの適切な着用を周知ください。飲食時等、一時的にマスクを外す際には、会話を控え、咳エチケット等の徹底を行ってください。 ・その他の観戦ルール厳守のお願い。 ・万が一来場者間等のトラブルが発生した場合には係員へ告げることをお願いします。	セクション2：運営 (11) 来場ファン向けの運営について ①会場内でのお客様注意事項 下記について、会場 MC もしくは係員等によりお客様へアナウンスを行ってください。なお、周知の徹底のため、係員によるブラカードの掲示や場内 POP を設置してください。 ・お手洗い使用時のお願い 手洗い、手の消毒をていねいに行ってください。 ・不特定多数の方が触れる場所（ドアノブや手すりなど）を触った後は、目や鼻や口などを不用意に触らないように気をつけてください。 ・場内では、マスクの適切な着用を周知ください。飲食時等、一時的にマスクを外す際には、会話を控え、咳エチケット等の徹底を行ってください。 ・その他の観戦ルール厳守のお願い。 ・万が一来場者間等のトラブルが発生した場合には係員へ告げることをお願いします。	マスクの着用規定を屋内外でそれぞれ規定することから、補完追記
--	---	---------------------------------------

チャプター6

改正前	改正後	主旨
セクション2：運営 (5) 選手・チームスタッフ・審判、競技スタッフ（T O、モッパ一など）、運営スタッフ、演出関連スタッフおよびマスケット等エリア（ゾーン1） ※ ②ベンチエリアについて ・ベンチエリアには選手とチームスタッフのみアクセス可能です。 ・ベンチエリアの前後左右は2mの間隔を空けてください。2列目と1列目との前後間隔を2m空けられない場合のみ1mでの設置を可能とします。 ・チームベンチエリアの個席は、選手が間隔を開けて着用できるよう、通常時よりも席数を増席してください。なお、クォーター間やタイムアウト時の着席時の密集は、許容します。 ・試合開始時、3Q開始時にベンチスタートの選手およびエントリ外選手は、ベンチ時にマスクを着用してください。ただし、当該選手が交代によってコートに立ち、その後交代でベンチへ戻った際は、着用の義務はありません。なおその場合においても、3Q開始時にベンチへ座る選手の着用義務は再び適用とします。また、交代でベンチへ戻った際にも、呼吸が整い次第、極力速やかにマスクを着用してください。※交代によりマスクを外す際は、交代のためにベンチを立つタイミングから着用義務を解除します。 ・立ち上がって指示を出すコーチと通訳を含め、すべてのスタッフはマスクを着用してください。	セクション2：運営 (5) 選手・チームスタッフ・審判、競技スタッフ（T O、モッパ一など）、運営スタッフ、演出関連スタッフおよびマスケット等エリア（ゾーン1） ※ ②ベンチエリアについて ・ベンチエリアには選手とチームスタッフのみアクセス可能です。 ・ベンチエリアの前後左右は2mの間隔を空けてください。2列目と1列目との前後間隔を2m空けられない場合のみ1mでの設置を可能とします。 ・チームベンチエリアの個席は、選手が間隔を開けて着用できるよう、通常時よりも席数を増席してください。なお、クォーター間やタイムアウト時の着席時の密集は、許容します。 ・選手のベンチ時におけるマスク着用は義務付けを行いません。 ・立ち上がって指示を出すコーチと通訳を含め、すべてのスタッフはマスクを着用してください。 ・特にチームスタッフのマスク着用の管理責任は、自クラブの実行委員もしくは実行委員代理とし、ゲームディレクターとも連携の上、管理を徹底してください。 ・選手やスタッフが不要にゾーニング外で関係者との接触行為を行わないよう管理してください。	マスク着用に関する方針改正によりチームベンチ時の選手のマスク着用義務を削除

・特に選手およびチームスタッフのマスク着用の管理責任は、自クラブの実行委員もしくは実行委員代理とし、ゲームディレクターとも連携の上、管理を徹底してください。 ・選手やスタッフが不要にゾーニング外で関係者との接触行為を行わないよう管理してください。		
セクション2：運営 (7) 選手・チームスタッフ・審判、競技スタッフ（T O、モッパ―など）、運営スタッフ、演出関連スタッフおよびマスコット等エリア（ゾーン1） ※ ④演出進行スタッフエリア ・チームベンチエリアから2m 以上離れた場所で行ってください。 ・席間を詰める必要がある場合は、大声での会話を避けてください。 ・演出進行スタッフエリアでは O P 卓を含めマスクの着用を行ってください。大きな声での指示出しや連絡行為があり、飛沫感染の恐れがある場合はフェイスシールドを着用するようにしてください。 ・無線機器や MC 用のマイクなどは試合前と試合後に消毒を行ってください。 ・消毒液の吹きかけ等ができない演出機材は、手が触れる部分などを、消毒液を染み込ませた布などでの拭き上げ、もしくは手袋等を着用して使用してください。 ・本番中のコミュニケーションは極力無線機器などで行い、対面での会話を避けてください。 ・極力備品等の共有は避けること。共有備品を使用する際はこまめな手指消毒を心がけてください。 ・MC に関しては業務内容的に飛沫が周囲に飛ぶことが考えられるので、マスクの着用、もしくはアクリル板での仕切りなどを行うようにしてください。	セクション2：運営 (7) 選手・チームスタッフ・審判、競技スタッフ（T O、モッパ―など）、運営スタッフ、演出関連スタッフおよびマスコット等エリア（ゾーン1） ※ ④演出進行スタッフエリア ・チームベンチエリアから2m 以上離れた場所で行ってください。 ・席間を詰める必要がある場合は、大声での会話を避けてください。 ・演出進行スタッフエリアでは O P 卓を含めマスクの着用を行ってください。 ・無線機器や MC 用のマイクなどは試合前と試合後に消毒を行ってください。 ・消毒液の吹きかけ等ができない演出機材は、手が触れる部分などを、消毒液を染み込ませた布などでの拭き上げ、もしくは手袋等を着用して使用してください。 ・本番中のコミュニケーションは極力無線機器などで行い、対面での会話を避けてください。 ・極力備品等の共有は避けること。共有備品を使用する際はこまめな手指消毒を心がけてください。 ・MC に関しては業務内容的に飛沫が周囲に飛ぶことが考えられるので、マスクの着用、もしくはアクリル板での仕切りなどを行うようにしてください。	演出進行スタッフについてのフェイスシールドに関する記載を削除
セクション2：運営 (7) 選手・チームスタッフ・審判、競技スタッフ（T O、モッパ―など）、運営スタッフ、演出関連スタッフおよびマスコット等エリア（ゾーン1） ※ ⑤TO 卓 ・チームベンチと TO 卓を 2m 以上空けてください。 ・TO 卓内の席間隔は空けずに着席することを許容しますが、マスクと、アイシールドもしくはフェイスシールドの着用を行ってください。 ・記録補助員については、複数名での業務従事の場合や、TO クルーとのやり取りが試合中に多く発生することが想定される場合は、TO クルーと同様にマスクと、アイシールドもしくはフェイスシールドの着用を推奨します。 ・消毒液を用意しておき、手指、ボールおよび器具の消毒が	セクション2：運営 (7) 選手・チームスタッフ・審判、競技スタッフ（T O、モッパ―など）、運営スタッフ、演出関連スタッフおよびマスコット等エリア（ゾーン1） ※ ⑤TO 卓 ・チームベンチと TO 卓を 2m 以上空けてください。 ・消毒液を用意しておき、手指、ボールおよび器具の消毒が実施できるようにしてください。	TO クルーおよび記録補助員についてのフェンスシールドおよびアイシールドに関する規定の削除

実施できるようにしてください。		
-----------------	--	--